

【会議録】

会 議 名	第2回港区南青山二丁目公共施設内における小規模多機能型居宅介護施設及び訪問看護事業所運営事業候補者選考委員会
開 催 日 時	令和6年9月18日（水）午後6時00分から午後8時30分まで
開 催 場 所	港区役所2階 保健福祉支援部会議室
委 員	出席者 5名 岡本委員、鳥羽委員（オンライン）、柴崎委員、新宮委員、白石委員
事 務 局	保健福祉支援部福祉施設整備担当課長 北野澤 保健福祉支援部保健福祉課福祉施設整備担当係長 内村 保健福祉支援部保健福祉課福祉施設整備担当 本間 保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係長 塚本
会 議 次 第	1 開会 2 委員紹介 3 財務状況等分析結果の報告 4 議題 議題1 第一次審査通過事業者の決定について 議題2 第二次審査について 5 今後のスケジュール 6 閉会
配 付 資 料	資料1 委員名簿 資料2 財務状況調査・分析報告書 資料3 資金計画調査・分析報告書 資料4 第1次審査集計表 資料5 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施について 資料6 第1回港区南青山二丁目公共施設内における小規模多機能型居宅介護施設及び訪問看護事業所運営事業候補者選考委員会会議録
会議の結果及び主要な発言（メモ）	
	1 開会 2 委員紹介 （8月1日付異動により新たに就任した委員から自己紹介） 3 財務状況等分析結果の報告 【財務状況分析 総合評価】A～F事業者「可」 【資金計画分析 総合評価】A、B事業者「C」 C事業者「D」 D事業者「E」

	E、F事業者「A」 以上を報告
委員長 E委員	財務状況等の分析結果について何か質問はありますか。 資料3、資金計画分析報告書について1点質問です。「問題なし」「要注意」「問題あり」の表を作成していただきましたが、総合評価に至った考え方について、A事業者は「要注意」が2つ、「問題あり」が1つあって、総合評価はC。一方、B事業者は「要注意」が1つではあるが、同じように総合評価はCとなっています。D事業者は「要注意」が1つと「問題あり」が1つ、総合評価はEです。総合評価の際、個別評価項目が6点ある中で、特にここに問題があると自ずと評価が下がるなど、総合評価をつけるうえでの考え方を教えてください。
公認会計士	基本的に「要注意」「問題あり」の数で見るとは、それぞれの内容の質に応じて見えています。A事業者であれば、(4)「運転資金調達の確実性」に「要注意」とつけましたが、これは単年度でキャッシュフローがマイナスになっていた一方、直近ではプラスとなっているため、「注意」ではありますが、財務状況分析では「可」としているため、あくまで「軽い注意」という観点で、「要注意」としています。また、(6)「経費見積の妥当性」については、人件費については算出根拠が明示されていて、それ以外の根拠は明示されていないが、一定程度明示はされており、人件費はそれなりに大きいところになるため、全く明示されていないレベルではないことから、これも注意としては若干弱めの注意になります。(7)「人件費水準の妥当性」については、記載の誤りと思いますが、人件費の上昇が3%なのか2%なのか、1ポイントの差ですので問題はありませんが、問題がある中では程度は軽めということで、C評価としました。一方で、D事業者は「要注意」「問題あり」にしました。 (2)「資金・収支計画書の正確性・完全性」はそれほど問題ないですが、(6)「経費見積の妥当性」は算出根拠が一切出ていないため、低い評価としました。
A委員	人件費上昇の記載が3%と2%のところがあるとか、根拠が曖昧なまま資金収支を記載していることは、どのように考えたらよいでしょうか。
公認会計士	様々な可能性が考えられます。事業内容は私の専門外のため、その部分の評価をどのようにするのかにもよりますが、事務仕事的な部分の各事業者の能力差がおそらく出てきていると思います。
A委員	それは事業規模と関係しますか。
公認会計士	ある程度、法人の規模は関係している部分もあると思います。他の委員会等で拝見している中で、大きい法人になればなるほど、作る人・確認する人等は当然分業しています。今回の事業者も分業しているかもしれませんが、もともとの法人の規模の点が違う可能性があると思います。ただ、法人の規模が小さいから駄目ということでは決してありません。今までも、法人の規模がすごく小さな事業者でも非常に良い計画を作っているところもありました。
E委員	資料2についてです。財務状況で一番低い評価はA事業者と見受けましたが、7ページの「資金分析」が5点中1点、一方「成長性」は5点中4点になっています。 「資金分析」については9ページにあるとおり、「通算でマイナス」となるので1点かと思いますが、「成長性」は高くなっています。「資金分析」が1点の評価をどのように考えればよいでしょうか。このような事例は、よくあることでしょうか。
公認会計士	色々なパターンがありますが、例えば、急成長しているような会社の場合は売り上

	げが増えています。つまり、仕入れや人を雇っていかないといけない。このようなところで先行投資を多くしていく必要があります。その時に、お金が出ていく方が先に発生して、どうしても売り上げよりも先に払う方が早くなり、資金が足りなくなっていくます。ただ、成長しているから売り上げは増えます。優秀な財務の専門家がそこに入っていれば、「このタイミングで資金調達しましょう」となりますが、上手いかなと、売り上げが上がっても資金がついてこないということはありません。従って、このような事例はないことはない、が回答になります。
E委員	全事業者はいずれも「可」ということですが、10年間という長い期間に渡り区の施設を運営するに当たり、途中で撤退するなどといったことがあってはならないと考えています。全事業者の財務体制としては、「可」という分析でよろしいですか。
公認会計士 A委員	提案を見た中では、「可」とであると評価しました。 「可」でもA、B、Cの評価があって、「可」であってもCはやはり気をつけないといけないということでしょうか。
公認会計士	「可」の中で比較すれば、当然Cの事業者は気をつけなければいけませんが、あくまでも過去の財務状況のため、例えばこれから今回の施設運営を含め、更に他にいくつも応募して、運営を広げていくといった話が仮にあるとしても、それは今回の財務状況分析に入っていないため、そのような点も踏まえる必要がありますし、「次の年度の分まで入れて分析したら、良い評価になるかもしれない」というケースはあると思います。現状の数字で評価すると、このような結果になります。
A委員	同じCでも、C事業者は資金分析が5点で、とても良いです。しかし、安全性等が低いためCです。資金分析が良くても、他の要因も確認しなければならないと考えたらよろしいでしょうか。
公認会計士	基本的には、中小企業をはじめ、多くの会社、上場企業でもお金がなくなったら倒産してしまうのが常です。どんなに赤字でも、どんなに資本金を割ってしまっても、お金さえあれば何とか回るが、お金がなくなると回らないという意味では、資金分析が重視されるというのは、一つの見方かと思います。
C委員	収入の書き方で、訪問看護は診療報酬と介護報酬と両方から収入があるはずですが、介護報酬しか書いていない事業者が結構ありました。介護報酬に丸めて入れているのか否かは聞かないと分かりませんが、収入の見通しの立て方がこれでよいのか、というのが感想です。医療保険の訪問看護に行かない選択はおそらくないと思われるため、診療報酬からも売り上げがあるのではないかと思います。何故書いていないところがあるのだらうと気になりました。
A委員	どれも財務状況から言うと「可」ですが、財務状況の評価は点数にばらつきがあります。評価する側としては、あまり良くない事業者に関しては「要注意」と考えた方が良いでしょう。
公認会計士	注意した方が良いでしょう。とはいえ、事業計画がどうかということも関係してくるかと思います。
A委員	内容がとても良かったのであればどうするか。区の方で、しっかりアプローチするかどうかなど、色々あるかと思います。
E委員	今回の一次選考の結果でD事業者が比較的優位な位置付けになったときに、6事業者中、資金計画が唯一のE評価であることが、後程議論になり得ると思います。1位であることについての説明が求められたときに、このE評価を選考委員会としてどのように捉えたのか。例えば、Eの最大の理由が「算出根拠が明示されていない

公認会計士 事務局	い」という分析であれば、算出根拠が明示されれば、「そういうことだったのか。であれば、これは問題ない。初めから明示されていれば、評価できたはずなのに、残念です。」の様に捉えれば良いのか、ここが後々問題になると思います。 追加で資料提出してもらうという選択肢はありますか。 公募のルールとして、日時を決め、何時までに提出してくださいと締め切っています。D事業者の内情をお話すると、「この資料がぎりぎり間に合いそうもない」と事前に話ありましたが、公平性の点から、ここだけ優遇する訳にはいかないため、「締め切りまでに提出できないのであれば駄目です」と対応しました。
A委員 公認会計士	収支が千円単位と思われ、単位をきちんと書いていない。会計の基本ですよ。おっしゃる通りです。
A委員	単位については、大事なところだと思います。やっつけ仕事かと思わざるを得ないと判断しても良い、と個人的には思いました。先ほどちゃんとしたものを提出してもらうのも一つの手という意見がありましたが、いかがでしょうか。
B委員	今のD事業者の件だけ、気になりました。内容的には私もD事業者に高い点をつけたので、財務状況とのバランスが余りにも落差があったので、そこをどのように考えたらいのか、と思いました。
D委員	一次評価はそのままにしつつ、この場で疑問に思われることは追加資料として提出させることは有るかと思います。最終的な判断に当たり、それをどのように見るのかという問題が出てくると思うため、不明な点があれば追加資料として提出してもらうことは駄目ですか。
委員長	それはこちらの議論の中で考えていくことになると思います。D事業者から「間に合わない」と話があったそうですが、他の事業者は間に合っています。皆さん期限を同じにしているわけで、すごく大変な作業をしているわけでもありません。
公認会計士	今回の公募にあたっては、事業者はゼロベースで資金計画を作成しているはずなので大変だと思いますが、事業計画がしっかりされているのであれば、何故こちらに時間を割けなかったのか、と考えることもできます。一方、こちらに力を割かなかった分、事業計画に力を入れた、という考え方も有り得ます。そこは各事業者がどこに力点を置いているのか、ということかと思えます。私が昨日時点でいただいている資料を踏まえ、このような報告をしましたが、追加資料をいただければ、内容によるかと思いますが、もう少し評価できる部分もあると思います。
A委員	確かに資金計画はそうですが、財務状況はそれぞれの企業がきちんと年度毎に出していますよね。
公認会計士	財務状況はそうです。
A委員	過去の事業ではあるけれども、財務状況については一定の評価が出ています。今後提出を求める資料において、判断するということになりますでしょうか。
公認会計士	おっしゃる通りです。
4 議題審議 議題1 第一次審査通過事業者の決定について (事務局から説明)	
委員長	各委員は講評をお願いいたします。 これから審議に入りますが、一応 60%以下であるA事業者に関しても、講評後、点

E 委員	数変更等があるかもしれないので、一応審議でよろしいですか。それでは、皆様から順に講評をお願いします。事業者毎に評価が高かった点と低かった点について説明をお願いします。 A事業者は稼働率を「最初 50%に満たないが、80%位まで引き上げる」前提であるなど様々な提案もありましたが、例えば人員体制の部分で「外国人雇用」の記述がなかったり、情報セキュリティの具体的な記述がなかったり、「地域との交流」においても他の施設での事例を列挙してはいても、A事業者がこの施設でどのようにするのか、具体的な内容への言及がなく若干点数は低くなりました。入浴ケアについての具体的なケアの言及がないなど、特筆すべきところがなかった印象です。 B事業者も同様ですが、情報セキュリティの面では、具体的な対策、例えば鍵のかかるキャビネットとか外部委託時の契約の取り交わし等、一応具体的な提案がありました。加えて「BCPの面でもどのような想定をしますか」という問いに対して、例えば「転倒」「誤薬」「離設」「送迎時の事故」等の具体的な事例に分けて記載しており、その辺りは高評価としています。 C事業者は、実は稼働率が最も高く、85%からいずれ 95%になるとしており、95%は驚きました。具体的にどのように 95%を達成するのかが若干分かりづらい部分もありましたが、95%は惹かれました。「地域との交流」も若干高く評価しました。 「認知症サポーターの養成講座実施」「コミュニティ形成の一翼を担います」等の説明は評価しました。 D事業者は、残念ながら最も稼働率低めの設定となる 80.1%で、宿泊も 66.7%だと思いますが、全社の中で最も低い設定を目標としていました。利用者登録を確保していくための具体的な言及が無かったことは若干残念でした。ただ、「人員体制」「情報セキュリティ」「BCPの事例で多く想定します」と事故対応の表現は高評価でした。あと、家族と障害者グループホームとの交流についても、様々な具体的な提案があって評価しました。また、食事提供の定期配膳を行わない等の他社とは異なる会社独自の話は評価しました。 E事業者は、運営方針の部分で、多角的なアセスメントと幅広いプラン提案等、具体的な事例紹介があり評価しました。虐待防止に対する対応についても、「虐待チェックリストの活用」等の独自の提案もあり、興味深かったです。 F事業者は、区が地域保健福祉計画を見直したばかりですが、その理解度が高い点と、「3年以上の中期経営計画を作る」等の具体的な運営方針の提案に着目しました。一方で、外国人の人員確保の提案の話がなく、法的には問題ないですが、訪問看護事業所の管理者が看護師を兼ねることとしています。看護師の配置も若干少ないため人員体制に不安な部分があること、図書館の話がありますが「現場的に図書館を作れるのか」「図書館の運用で不特定多数が入っても大丈夫か」等の疑問が生じました。全体的に安定的な運営は期待出来ると評価しました。
D 委員	私もいずれの事業者も一定程度の実績があるので、資料作りも最低限はできていると思います。その中で特に高く評価をしたのは、D事業者とF事業者です。 2事業者に共通する点は、全体を通してしっかりした資料作りとポイントがよく押さえられていて、組織としてのマネジメントがしっかり機能している印象があります。あとは「人材育成」「災害時の対応」等、システマチックに社として体制がきちんと整っていると評価しました。従ってDとFに良い評価をつけています。 F事業者は、「従業員定着に向けた施策」について、高く評価しました。

C委員	A、C、E事業者に共通するのは、一般論的な記述がとて多く、その事業者ならではの特徴が伝わらなかったため、若干低めの評価とし、Eはその中でも若干高めの評価をしました。 B、D事業者は、人員体制が理学療法士、作業療法士、看護師など充実しており、人件費が大丈夫かなと思いましたが、先ほどの公認会計士の先生のお話では人件費が「要注意」にチェックがあり、この事業者が二次審査に進むのであれば、しっかりと確認する必要があります。ただ、全体的に記述は少なめですが、コンパクトでポイントを押さえているところは、B事業者を評価します。 A事業者は、訪問看護の管理者が意外と訪問看護の経験が短く、管理者経験がない点が気になりました。また、グループホームとの交流において、「時間を合わせて散歩」等の書き方でしたが、障害者の日中生活をイメージ出来ているのか気になりました。重度認知症のところで「ターミナルケア」に触れていたのも、最後まで看取る意欲は感じました。 Bは、平均勤続年数が2.4年と一番短く、これは新しい事業所を多く作っているからなのか、もし二次審査に進めば、ヒアリングで聞いてみたいと思いました。人材は外国籍の採用経験もあり、管理者も小多機は経験がしっかりある一方、訪問看護は管理者経験がなく、良くも悪くも気になりました。安全対策等は小多機の事業をイメージしながら対策が書けていたのが良かったです。気になった点は、障害者雇用は割と良く書けていましたが、結局雇用率は満たせておらず低めのため、枠組は出来ていても十分な取組には至っていないところが気になりました。 C事業者は一番低くつけており、まず申請書類の誤字が多く、社内に書類作成時のチェック体制がないのかと思いました。例えば、障害者雇用率が80.6%、外国雇用、訪問看護の管理者の経歴にまで誤字がありました。あと「入居者」という表現、「患者さん」等、誰かがチェックしていれば気づくレベルの誤字脱字が多く、もしかしたら良い実践をしているかもしれませんが、取組にはかなり疑いを持ちました。地域との連携では、「地域づくり作戦会議」の発想は若干面白いと思いました。そもそも運営推進会議はそのサービスの質を確保することが目的の会議だと思うるので、中身を取り違えない方が良いでしょう。 D事業者は、資料の出来栄は良かったです。これは会社か法人の体制で資料作りをしっかり受け持つところがあると思いました。平均勤続年数も6.48年と一番長いです。また、地域との交流で「保育園」というワードが出てきており、現地を少しイメージしていること、グループホームとの連携も単に「イベント」だけではなく「就労」や「ケアの学び」「障害受容」や職員のレベルアップにも触れているところは良いと思いました。あとは、「訪問看護との併設」も、訪問看護の利用者を小多機が囲い込むことにならないようにするなど様々な留意点がありますが、そこを分かった上で書かれていると印象に残っています。高齢者雇用でも、単に人手を高齢者で、というだけではなく、高齢者側の介護予防や社会参加の視点に触れていた点も好感を持ちました。 E事業者は全体的にしっかり書けており、区が望んでいる方向に合っていると思いました。訪問看護はミニマムから始める点は区としてどのように受けとめるのか、安全対策ではヒヤリハットしか書いてなかったと思いました。また、料金設定は安いですが、根拠が分からなかったことと、本当に大丈夫なのかが気になりました。 F事業者は誤字が気になり、「保健」の「健」が「生命保険」の「険」になっていた
-----	--

B委員	り、看取りも「見る」になっていたり、「世田谷区のシルバー人材センター」等、見直しが必要だったのではと思いました。また、先ほども出ていましたが、訪問看護の体制が気になります。ただ、利用者確保で困難事例を受け入れることは、区としても必要な観点かと思いました。あとは、図書館がやっぱり気になり、あったらあったで面白いと思いますが、誰が管理するのか気になりました。併設のメリットで「ステーションからグループホームに訪問看護が行く」みたいな読み取りができる記述がありましたが、グループホームの半数は精神障害者のため、精神科訪問看護までやれる体力のある事業所を目指してるのか否かは気になりました。全体的に辛めにつけ、2点も結構多く入れました。 A事業者は、「小多機は在宅における看取りの実現が使命」とコンセプトとして謳っていますが、具体性が乏しく、看取りまでするには医療との連携等をかなり入れていかないと無理だと思います。また、家族と障害者グループホームの連携等も、イベントを中心に書いているだけの印象があります。訪問看護については、「地域住民のニーズに合わせて人員確保する」とありますが、「地域住民のニーズ」をどのように測るのか、それに伴ってどのように人員を増やすのか等が不明確で、ターミナルケアまでと謳う割に医療との連携も不十分で、全体的に具体性に欠けていました。 B事業者は、「在宅ケアの中心、地域包括ケアの柱を位置づける」というコンセプトですが、その割に十分な体制のイメージが掴めず、人材育成研修の特色が十分見られない印象を持ちました。セキュリティは「建物すべてに施錠」「防犯カメラ、エレベーター内カメラ」で、機器に頼った体制が若干目立っていました。その中で働く人がどのようにセキュリティや機器管理をしていくのかの視点が乏しいです。また、人員確保についても「無資格者の採用も積極的」とあり、その後教育していくとありますが、最初から「無資格者の採用を積極的に採る」と書いている時点でどうなのかと思いました。食事も「冷凍解凍」で、「該当職員の業務の省力化」のためでしょうが、工夫が必要だと思います。 C事業者は、「小多機は通い、泊まり、訪問での高齢者の暮らしを支える地域の繋ぎ役である」とのコンセプトを持っています。「週休3日制の導入」に触れていますが、認知症グループホームや小多機は職員と利用者との密着度が高く、やはりストレスが大きく負担が大きいこともあって、週休3日制を導入している施設がありますが、多様な働き方を可能としている点は評価できるものの、それがどのように実現できるのかが若干心配です。防災防犯計画も具体性に乏しく、また事故防止については「事故後の訴訟防止」と書いてあります。その前の段階で事故を未然に防ぐ視点を記述してほしかったです。虐待をするような職員にならないように予防してもらいたいと思います。また、「地域づくり作成会議」は若干ネーミングに頼っていて具体性がなく、「ICTの活用」が多く出てきますが、そのICTはどのようなものを使ってどのような効果があるのか、具体的なイメージが湧きません。 E事業者は、「小多機は住み慣れた地域や自宅で、よりその人らしい生活支援」というコンセプトを持っています。「研修は担当メンターを配置」ということですが、研修は階層性やキャリアパスをどのように作るかといったことが重要ですが、「各種研修の実施」に留まっており、もう少し踏み込んで書いてほしかったです。全体的に一般的な内容の記載が多く、一般論が並んでいる感じがして具体性が乏しかったです。また、「利用者の平均介護度は3前後を想定して重度の人を想定しています」と言う割には、食事に関して「買い出しから片付けまで利用者で行う」と書かれてい
-----	---

A委員	て、これは難しいと思いますし、軽度の方と一緒に取組を増やしたとしても、重度の方の見守りはどうなるのかという問題が出てくると思います。 残りのDとF事業者は若干高めにつけました。 D事業者は「利用者家族が望むのであれば、できる限り最後まで自宅として利用できるような支援」を掲げており、良いと思います。人材は「直接雇用で常勤職員の比率を高める」ことと、外国人に対しての研修等の体制も比較的しっかりしていて、人材育成も階層制研修の導入も入れており、個人情報保護や情報セキュリティも「組織的」「人的」「物理的」「実績」とカテゴリーに分けて安全管理を行っています。災害対策は法人全体で行っていると思われ、「家族との交流家族会」は全体的によく書かれていると思いましたが、料金設定が若干高めな点は気になりました。 F事業者は人材の確保、災害時の連携体制等、地域社会への働きかけを行ってきた実績があります。「誰もが住み慣れた地域で自分らしく健やかに安心して暮らし続け支え合いの地域社会を目指す」とし、地域共生社会の実現に貢献するという位置付けで小多機を考えています。長期にわたり安定的な運営を継続するための考え方として、「リスク管理」「コンプライアンス」「スタッフの定着教育」等、7項目を挙げており、具体的であると思いました。図書館運営等はユニークですが、管理はどうするのか。病院等では病院図書館もあるため、工夫すればできるのかもしれませんが、管理運営が難しいと思います。イベントを並べるだけでなく、具体性のある「家族会の運営」「地域向け出張福祉講座」「医療相談窓口の開設」等の提案、食事に関しても「地域交流との関係で支援する」ことは評価しました。 全事業者に共通して、外国人雇用に関して「外国人はこれだけ入れています」「このようなシステムで研修しています」「日本人はこのようなシステムで研修しています」のような書き方がほとんどでしたが、今後は外国人と日本人と一緒に働くためにはどうしたら良いのか、一緒に働く上での課題や研修、キャリアパス等の視点が欲しかったと全体的に思いました。 A事業者は、訪問介護の事業所がどのようになっているのか、実際に行っているけど具体性が見えませんでした。また、災害についても大規模災害はあまり想定していないように見えました。「BCPを踏まえた安全対策事故防止」も具体的な事例がありませんでした。体験型食事会等の面白いアイデアもありましたが、利用者家族、障害者グループホーム等の連携も具体性に欠けていました。ただ、インターンシップとして高齢者雇用を行っていることは、面白い考え方であると思いました。 B事業者は1つの考え方として、「資格を持つ職員全員が介護職として日常業務に入る」と言っていますが、それはどうかと思いました。バックアップがあまりできず、看護師が2つの事業所を毎日行ったり来たりすると読めました。それはちょっと違うと思います。また、小多機について、認知症の利用者についてはなるべく「車椅子利用にしたい」と記載しています。利用者のことを考えていないと思いました。シルバー人材の活用についても、高齢者を清掃業務に使うような書き方があり、「高齢者＝清掃業務」という書き方は失礼な話で、ユニークさが無いと思いました。 C事業者については、「外国籍の職員の雇用」は一応やってるよ、程度の記載でした。事業運営のバックアップ体制を見ると、「関東圏」という書き方をしており、遠すぎると思いました。入浴に関しては本人の希望によって「週2回から3回、希望に応じて増やすことは可能」との記載については良いと思いました。食事も「五感で楽しめる食事を目指す」という提案は良かったです。
-----	--

	D事業者は、大規模採用で行っているため、かなり職員は採用できるとのことで、良いと思いました。また、訪問看護師が4.5人居ることで、医療との関係を重視している点が評価できます。ヒヤリハットは他事業者と比べるとかなり具体的に書かれており、障害者や高齢者の雇用に関しても良く考えられていました。 E事業者は、「インドネシア国立職業訓練校における特定技能（介護）人材養成コースを開講しており、積極的に外国人人材を受け入れる」ということと、看護師を常勤換算で2.5人以上配置するという提案や、「権利擁護等の取組」において、苦情に対する手続きが非常に明確でした。ただ、A、B事業者同様、全体的に記述が少ないです。書くことがないのか、あまり深く考えていないのか、と気になりました。 F事業者は、訪問看護が1名でP Tの方が0.5名とありますが、訪問看護は1名でしかも管理者兼務です。そうすると、訪問看護の体制は薄いと思いました。利用者の尊厳を守る理念や虐待防止に対する具体的な取組を聞く項目では、家族からの希望を聞くなど、色々記載していますが、本人からの希望を聞くことが書いてありません。本人の希望を聞くことが大切です。苦情対応は迅速ですが、しっかり苦情の意味を考えて対応するなら、そこまで動けるはずはないため、書き方が逆に不安になりました。最後の様式に「世田谷区シルバー人材センター」と書いてあり、これは単なるミスではなく、全体的に資料を使い回していると思いました。慎重に考えればここは港区なので、港区のことを考えなければならないのに、「世田谷区」と書くこと自体がとても失礼だと思ったのと、全体的に読んでみて、違和感がそこに現れていると思いました。
委員長	評価が3ポイント以上離れている箇所の確認を行います。委員同士で差が開いているところが3か所あります。「利用者の尊厳を守る理念、権利擁護、虐待防止等の取組、利用者等からの苦情対応、施設運営への意見の反映」について、E事業者でB委員が4点、E委員が10点となっています。この点について2人から意見はありますか。
E委員	虐待の芽チェックリストを活用したアンケートを実施していること、「お客様のよろこび、働く人のよろこび、地域のよろこび」を基本理念としていること、外部機関である弁護士事務所と連携した不適切ケアへの対処をしていくこと、苦情の受付担当と施設長を充てる解決責任者を明確に分けることや事業所職員全員での話し合いを設けること、定例の運営推進会議でのアドバイスを聴取し事業運営に反映していくことなど、具体的な例示もあり、10点をつけました。
B委員	当たり前のことを列記してあるだけで、具体性に欠けており、自分の施設としてどうするのか、記載がありませんでした。権利擁護は虐待防止だけではないと思います。権利擁護について、「あるべき姿、あってはならない姿の両視点から、サービスを提供させていただく側としての適正な立ち位置を保持してまいります」との記載は当たり前のことです。具体的にどうするのか、すごく歯がゆい記載でした。「権利擁護」については虐待しか書いていないし、苦情対応については苦情受付担当者があるのは当たり前のことであり、本施設ならではの特色をもっと書いてほしかったです。
委員長	二人の委員からのご発言を確認させていただきました。点数を修正する必要はありませんが、それぞれの意見が明らかになったということで、何かありますか。
E委員	おっしゃる通りかと思います。「権利擁護」について、虐待防止は当たり前のことであり、満点は高すぎると感じました。8点に下げます。
委員長	次に、同じE事業者で「小規模多機能型居宅介護施設と訪問看護事務所が併設していることによる事業運営上の工夫」について、B委員が8点、E委員が20点となって

E委員	います。
A委員	併設していることによる事業運営上の工夫を選考委員会として問うている中で、「医療系のフォローを要する利用者へのプランの提案がしやすくなる」「それにより受入対象が広がる効果が期待できる」と記載しています。制度的には、看護師の兼務も可なので、将来的には管理者の兼務も検討したい、小多機の看護体制の充実を図り、訪問看護事業の収支の効率化も期待できる、としており、我々が訪問看護事業所と小多機を併設する狙いを的確に理解されているということで、私は高めに設定しました。私は逆に考えました。「地域で高医療、高介護の方の在宅生活を支援できる拠点」という記載は良いですが、「看護職員を一部兼務とすることで、小規模多機能の看護体制が充実する」というのはどうだろうか、と思いました。兼務することで両方見ることができそうですが、「看護師不足」を「兼務」の言い方で書かれると困ると思い、若干低くしました。要するに、看護職の兼務をしないではほしいため低くしました。ただ、利用者を両方見られる良さを取るとすると、なるほどという気もします。だから医療系のフォローを要する利用者のプランの提案がしやすいメリットがあります。しかし、それは小多機にも看護師がおり、そこで行えばよいのかなと思いました。訪問看護が必要だったら、そこで連携を取ればよいと思います。
E委員 委員長	意見を伺い、確かに兼務ありきもどうなのかと思いました。16点に修正します。次はF事業者で、「権利擁護等の取組、苦情対応、施設運営への意見の反映」について、A委員が4点、E委員が10点となっています。
E委員	いわゆるアセスメントをやるとのことですが、利用者の視点が弱いと思い感じました。また、様々な委員会を計画的に行うとか、苦情に24時間以内に対応し、48時間以内に再発防止策を策定するというスピード感は早いと思ったものの、果たして内容的に1、2日で解決できるのか、本当に事業所として対応を考えたものなのか、場当たり的なものではないか、と感じました。8点に引き下げます。
A委員	スピード感があることは良いのですが、苦情対応は24時間以内とか48時間以内と時間を区切ってやれるものだけではないと思います。じっくりと皆で考えて、どのように対応するかを考えなければいけない部分もあると思います。
事務局	(修正点の確認後、採点結果を修正し、印刷して各委員に配付)
委員長	第一次審査の採点結果です。A事業者が合計点が592点、B事業者622点、C事業者596点、D事業者790点、E事業者644点、F事業者745点です。 第一次審査の通過事業者を決定します。A事業者とC事業者は6割を超えていないので、必然的に不通過となります。残り4事業者の中で、何者を一次通過とするか、ご意見をいただければと思います。その際、先ほど報告があった財務状況についても検討します。B事業者は財務状況分析の評価はB、資金計画分析がCです。D事業者は財務状況分析ではB、資金計画分析がEです。E事業者、F事業者は、財務状況分析はB、資金計画分析はA。それを踏まえてご議論いただければと思います。何事業者にするのか、決まりはないですね。
事務局	特に決まりはありません。区として気になるのは、資金計画分析でD事業者がE判定である点です。このE判定の理由が「資金・収支計画の根拠が示されていない」「金額の単位が明確に示されていない」ことが大きいです。この点をどのように考えるかということについても、ご意見をお願いします。

B委員	6者あるので、1社は考えにくいと思います。単純に考えると、得点順に1位と2位であるD事業者とF事業者です。
委員長	D事業者が790点でトップです。次がF事業者745点になります。その次がEの644点とBの622点です。
D委員	これまでのプロポーザルから見ると、3者のお話を聞きたいという思いがあります。資料作りだけが上手でプレゼンテーションを見たら、良くなかったという事業者も結構あるので、少しでも多くの事業者を見たいと思います。
委員長	4事業者でも良いということになりますか。
D委員	4事業者になると多いです。3者が良いと思います。
委員長	最高得点がD事業者です。D事業者は財務状況からいうと懸念点があります。そこをどのように考えるのかだと思います。何かご意見ありますか。
事務局	現在トップであるD事業者に関して、事業の提案内容は非常に高く評価されていますが、先ほどの公認会計士の先生のお話では、事業を回していけるのか、裏付けとなる資金・収支計画の根拠資料が示されていない、という問題があります。従って、仮に二次審査でこのままD事業者が審査されるとしても、資金・収支計画の根拠資料を求めることは必要であると事務局は考えております。根拠資料を提出させて、公認会計士の先生に再度分析していただいた結果、これはとても現実的ではないという評価になった場合は、選ばれた事業者に事故があった場合と考え、次点の事業者を事業候補者とする考え方もあるかと思います。そのため、次点を選出するときに2者しか選出していないと消去法で1者になってしまうので、3者で比較することは1つの選択肢と考えています。
委員長	3者とするD、E、F事業者になります。再度提出していただくことが、公平性の面から問題ありとなる可能性があります。各委員は、事業内容には非常に関心があるし、とても良い事業者だと思っています。ただ、運営してみたら事業が回らない、というのは困ります。資金計画分析のEがすごく引っかかります。算出根拠が明示することは、見積を出す上で基本です。その提出がないことをどう考えるか。
D委員	算出根拠は資料ではどれに当たりますか。
事務局	様式8です。様式の欄外に「科目ごとに算出根拠を添付してください」とあり、公募要項にも様式8の注意事項として「算出根拠を添付してください」とあります。
委員長	見落としていたのか、時間がなくて間に合わなかったのか。
事務局	事前に書類を持ってきた時には、付いていませんでした。その旨はこちらからも指摘しました。提出締切の時間間際に来られたこともあり、間に合いませんでした。
D委員	資金・収支計画書の根拠になるものが示されていないのであれば、この事業費自体に妥当性があるか、問題はないのか、確認すること自体は問題ないと思います。不備があるため、1点という評価はそのままとして、資金収支計画は大事なところだから、根拠を確認することは問題ない。例えば、二次のプレゼンテーションの際に確認することもできます。
委員長	プレゼンで「資金計画の根拠を口頭で教えてください」と。
B委員	得点的にはD事業者が一番です。プレゼンテーションの結果で落ちることはあるかもしれませんが、現時点で落とすことはできないと思います。
D委員	B委員の発言のとおりだと思います。あとは、プレゼンの際に「問題ない」と言質を取った上で、根拠資料はきちっと出してもらって、D事業者が正式に選ばれた場合でも、資金・収支計画に問題ないことを確認しておく必要があります。

事務局	第一次審査結果については事業者に通知しますので、その際に「根拠資料が不足しているため、直ちに提出するように」と伝えることはできます。事務局としては、D事業者を一次審査通過とするのであれば、至急伝えます。
D委員	若干引っかかる点は、「不足があったから追加を出して」と言うと、他の事業者も「うちもそうなんだよ」と話があるかもしれず、不安です。
事務局	本選考において、失格か参加できるか、にかかると考えています。これまで委員が議論してくださったとおり、点数は既に 790 点に反映されています。資料が不備で 1 点の評価のため、その意味での公平性は担保できています。ただ、当委員会として最終的に二次審査ヒアリングのタイミングで 1 位の事業所を選ぶ際に、資金・収支計画に根拠がないために、その事業者に自信が持てないところは、事前に払拭しておく必要がある観点から、やはり事務局としては、根拠資料を取り寄せてもよいと考えています。
E委員	資金・収支計画書の A 評価を受けている E 者と F 者の様式 8 の添付を見ているのですが、この程度であればすぐに作成できるのではないかと思います。公認会計士の先生がおっしゃった「A 評価と E 評価の違いの大きなところは、様式 8 の根拠資料の添付の有無」ということから、あらためて考えると、この程度で A と E の差が出るのか、と思いました。算出根拠の大きなところは、人件費の部分だと思います。
事務局	公平性の観点が若干気になる考えがあると思いますが、点数を操作するために出させることであれば公平性が損なわれると思いますが、点数は先ほど申し上げた通り 1 点の評価は変わりません。ただ、最終的に本委員会が二次審査で事業候補者を決めるときに、確信が持てないまま選ぶことはできないため、先ほどの議論で出たように、ヒアリングの場で質問することも 1 つです。並行して事業者に「至急提出するように」と伝え、資料が提出されたら、公認会計士の先生に依頼して、しっかり確認することは現実的な方法かと思います。
D委員	いずれにしても D 事業者を二次審査に進出することとする。あとは、裏付けとなる資金・収支計画の資料を追加で提出することが、プロポーザルの方針と反しないか、確認しておく必要があります。そこで問題がなければ、私は根拠資料がないだけなので、トータルで変わりが無いのであれば、裏付け資料のため差し障りないと思います。委員長と調整して進むことが出来たらと思います。
委員長	順番から行くと D、E、F の 3 者でよろしいですか。いかがでしょうか。
全委員	(異議なし)
委員長	一次審査の通過者は D、E、F 事業者の 3 者です。ありがとうございました。 次は議題 2、二次審査について事務局からお願いします。
	(事務局から説明)
委員長	二次審査では、5 人に入っていただくことは既に決定していますが、説明者はどなたでも良い話になっておりました。管理予定者 2 名も来ていただくことになっているため、管理予定者から施設を運営するにあたっての熱意や意気込みを発言していただくことに対してご異議ございませんでしょうか。

全委員	(異議なし)
事務局	「(3) 選考委員会への配布資料について」、パワーポイント等を使用してプレゼンテーションを行うことは可能です。資料はA4サイズで10部を紙でも持ってきていただき、各委員に配るように考えています。また、プレゼンテーションの内容は提案書類を超える内容ができないため、提案書類に基づいたものとしていただきます。ただ、提案書類として出した資料そのものではなく、パワーポイント用に作成することは認めて良いと考えています。どの提案をしているのかが我々に分かるように様式番号を記載してもらい、どの提案内容に係るプレゼンテーションなのか分かる資料を作成いただくよう、指定したいと思います。それらを考慮し、資料は10月9日までに福祉施設整備担当宛にメールで提出していただき、事務局で新たな提案をしていないか等のチェックを行った上で、当日資料をお持ちいただきます。
委員長	そうすると、D事業者に対しても10月9日までに資料が出てくれば、公認会計士の先生に再度評価いただく時間があるため、「9日まで」と伝えていただければと思います。
事務局	第3回選考委員会の開催が11日なので、余裕がありません。公認会計士の先生の確認時間は、一週間程度は必要と思います。
委員長	10月初めですね。10月2日か4日ですかね。
事務局	10月2日で良いと思います。
委員長	D事業者に対し、事務局から10月2日までに不足分の提出の連絡をお願いします。
事務局	はい。
委員長	他の資料は9日でお願いします。
事務局	事務局からは以上です。
事務局	5 今後のスケジュール (事務局から説明)
委員長	6 閉会 以上をもちまして第2回選考委員会を終了いたします。

※委員長における質疑や講評等に関する発言については、「委員」として表記しています。

※委員長としての発言（開始や終了挨拶、各委員への発言の促し）は「委員長」、委員長における質疑や講評等に関する発言については、「委員」として表記します。

※「A委員」「B委員」の表記は、採点表や選考委員会会議録の間で同一の人物をA委員、B委員として統一します。